

委 託 契 約 書 (案)

委託者 群馬県知事 山本 一太（以下「甲」という。）と受託者 _____
_____（以下「乙」という。）とは、「群馬県環境影響評価制度見直しに係る調査業務」について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、「群馬県環境影響評価制度見直しに係る調査業務」（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受諾するものとする。

（委託業務内容及び処理方法）

第2条 乙は、別添「群馬県環境影響評価制度見直しに係る調査業務仕様書」により、次条に定める履行期限までに委託業務を完了しなければならない。

（履行期限）

第3条 この契約における履行期限は、令和7年11月28日とする。

（委託料）

第4条 委託業務の契約金額は、金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税の額金 _____ 円）とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（成果品の提出及び検査）

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに成果品を甲へ提出し、その検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による検査の結果、不都合があると認めたときは、乙に対し補正を命ずることができる。

3 乙は、前項の補正を命ぜられたときは、速やかに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第7条 乙は、前条の規定による検査に合格し、成果品を甲に引き渡したときは、甲に対して委託料の支払を請求する。

2 甲は、前項の請求が正当であると認めたときは、当該請求を受理した日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

（成果品の著作権及び取扱い）

第8条 本契約に基づき、乙が甲のために作成し、提供するすべての成果品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）は、甲に帰属する。
ただし、成果品の中に乙が既に著作権を保有しているもの（以下「乙著作物」という。）が含まれる場合、乙著作物の著作権は、なお乙に帰属する。

2 乙は甲の承認を得ないで、この業務の成果その他関係書類を使用、貸与又は公表してはならない。

（臨機の措置）

第9条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（調査等）

第10条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（再委託の禁止）

第11条 乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を委託することができない。

（契約内容の変更）

第12条 甲は必要があると認めたときは、委託業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、委託料、履行期間、その他の契約内容を変更する。

（契約の解除）

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の実施が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(5) 乙は甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

2 前項各号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲に契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。

3 第1項第2号から第5号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

（違約金等の遅延利息）

第14条 乙が、前条第2項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（危険負担等）

第15条 前条規定により、この契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができない場合は、甲は当該部分についての委託料の支払い義務を免れるものとする。

（履行遅滞の場合における利息）

第16条 乙の責めに帰する理由により、第3条に規定する委託期間内に委託業務を完了しなかった場合は、乙は甲に対し遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は履行期限の到来の日の翌日から委託業務完了の日までの日数に応じ、甲の負担する委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第17条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団又は暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（損害賠償）

第18条 乙が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たり、直接又は間接に知り得た甲の業務の内容を一切他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務の履行のため甲が提供し、又は貸与した資料を第三者のため転写し、又は閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 21 条 乙は、委託業務の履行に当たり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年 3 月 25 日群馬県規則第 18 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

氏名 群馬県知事 山 本 一 太 印

乙 住所

氏名 印